

議案第 37 号

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17
年山陽小野田市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 3 項中「午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 7 号参考資料

山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の<u>午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、別に定めるところにより、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 1 4 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の<u>午前 0 時から</u>午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、別に定めるところにより、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p>